

平成23年度 事務事業評価シート（平成22年度実績分）

事務事業名		誠和園事業費		部課コード	1206	予定事業科目	010303030230	事単	区分	継続					
所管部署	担当部局	健康福祉部		部長名(2次評価者)		舩田郁男		個別事務	全部	010303030230	-				
	担当部署	誠和園		所属長名(1次評価者)		畑中博									
	電話番号	088-841-1733		E-mail	kc-120600@kochi.lg.jp										

1 事業の位置付け

予算科目(平成23年度)		高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け									
会計	01 一般会計	大綱	02 安心の環	政策基本方針	すべての市民が生涯にわたり、健康で安定した生活を送ることができるように、生活困窮者の援助や自立支援を行うとともに、国民健康保険事業など社会保障制度の健全運営に努めます。						
款	03 民生費	政策	04 安心して生活できる社会保障の充実								
項	03 生活保護費	施策	01 低所得者福祉の充実								
目	03 生活保護施設費	区分	02 誠和園								

2 事業の根拠・性格

法律・政令・省令		生活保護法、(国通達等)セーフティネット支援対策事業等実施要領		法定受託事務
県条例・規則・要綱等				
市条例・規則・要綱等				
その他(計画、覚書等)				

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	誠和園利用者、高知市及び県内の在宅生活保護受給者			
意図	どのような状態にしていくのか	利用者が個人として尊重され、常に健康で文化的な生活を維持できること。福祉サービスを必要とする人は誰もが心身ともに健やかに育成され、その能力に応じ自立した生活を営むことができるように支援すること。			
手段	事業実施体制等	日常生活機能訓練・社会参加訓練・理学療法・作業訓練(ガウン等)等を職員又は外部講師を招聘して、計画的に実施。また、ショートステイ事業を実施している。	事業開始年度	昭和25年度	
			事業終了年度	-	
活動内容	どのような事業活動を行うのか	○利用者の自立生活ができるように生活指導・生活訓練・理学療法・作業訓練・社会参加訓練等の利用者支援サービスを実施する。個々の利用者の希望・要望に基づく個別支援計画の実施。 ○ショートステイ事業の実施。一時的に精神状態が不安定になった生活保護受給者を、救護施設を短期間利用することにより、精神状態を安定させ、居宅生活の継続を支援する。また、長期入院者がショートステイを利用することにより、退院につながっている。			
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方		
	A				
	B				
	C				

4 事業の実績等

			20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	目標						
		実績						
	B	目標						
		実績						
C	目標							
	実績							
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)	49,116	47,304	47,323	54,924	平成23年度は当初予算額	
		財源内訳	国費 (千円)	17,865	17,858			
			県費 (千円)					
			市債 (千円)					
			その他 (千円)	25,360	23,493	47,322		54,924
			一般財源 (千円)	5,891	5,953	1		0
	翌年度への繰越額 (千円)							
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	91,650	90,720	88,860	88,860		
		正規職員 (千円)	69,750	68,820	66,960	66,960		
		その他 (千円)	21,900	21,900	21,900	21,900		
		人役数 (人)	16.80	16.80	16.80	16.80		
		正規職員 (人)	9.30	9.30	9.30	9.30		
		その他 (人)	7.50	7.50	7.50	7.50		
	総コスト= ① + ② (千円)		140,766	138,024	136,183	143,784	総コスト/年度末人口	
市民1人当たりコスト (円)		413	406	402				
年度末住民基本台帳人数 (人)		340,695	339,714	339,130				

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

・ 救護施設は、昭和25年に制定された生活保護法に基づく入所施設です。経済的な問題を抱え、心身に障害があるために日常生活を送ることが困難な方々が健康で安心して生活していくための施設です。また、社会のセーフティネットの役割を果たしています。
 ・ 生活扶助を行うことを目的とするだけでなく、利用者の可能性を引き出すための支援力を入れ、また、希望に応じて地域生活移行を実現するなど、自立支援の取組みを行っている。（保護施設通所事業、ショートステイ事業の実施）

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 23 年 9 月 14 日）

評価項目		評価基準	1次	平均 点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① [施策体系等での位置付け] 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく B (3) 一部結びつく C (1) あまり結びつかない D (0) 結びつかない	A	5.0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は、高知市総合計画に掲げる「低所得者福祉の充実」の福祉政策 ・ 救護施設は、生活保護法に基づく入所施設であり、経済的な問題を抱え、心身に障がいがあるため日常生活を送ることが困難な方々が、健康で安心して生活していくための施設です。 ・ 単に生活扶助、生活支援を行うだけでなく、利用者一人ひとりの目指す生き方、希望を尊重した自立支援を行うことが求められています。
	② [市民ニーズの傾向] 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している B (3) 横ばいである C (1) 少ない、減少している D (0) ほとんどない	A		
事業内容の有効性	③ [成果の達成状況] 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している B (3) 概ね達成している C (1) あまり順調ではない D (0) 十分な成果を望めない	A	5.0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者の地域生活移行を実現するため、保護施設通所事業、居宅生活訓練事業、ショートステイ事業の実施が不可欠となっており、セーフティネットと重要な役割を果たしています。
	④ [事業の手法・活動内容] 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である B (3) 概ね妥当である C (1) 検討の余地がある D (0) 見直しが必要である	A		
事業実施の効率性	⑤ [アウトソーシングの可能性] 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない B (3) 行政主体が望ましい C (1) 検討の余地はある D (0) 十分可能である	B	3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトソーシング、民営化等については、平成25年度以降に検討を予定していますが、様々な課題があると考えています。 ・ 施設が老朽化しており、改築が必要である。改築にあたっては、南海地震の発生、津波を想定すると現位置での改築は困難である。また、「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」に指定されている。大雨時には、周辺の状況に十分な注意が必要である。 ・ 障害者自立支援法廃止後の（仮称）障害者総合福祉法の制定や障害者基本法の改定など、国の動きを踏まえ、施設のあり方自体の検討が必要。
	⑥ [事業統合・連携・コスト削減] 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない B (3) 概ね効率的にできている C (1) 検討の余地がある D (0) 十分可能である	B		
事業実施の公平性	⑦ [受益者の偏り] 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い B (3) 概ね保たれている C (1) 偏っている D (0) 公平性を欠いている	A	5.0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者の増加に伴い、各福祉事務所からの入所希望者が増加している。 ・ 救護施設は、憲法25条の理念を受け昭和25年に制定された生活保護法38条に規定された施設。
	⑧ [受益者負担の適正化] 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である B (3) 概ね適正な負担割合である C (1) 検討の余地がある D (0) 検討すべきである	A		
総合 評価	18.0	総合評価			
		○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)			
		B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)			
		C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)			
D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)					

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 23 年 9 月 21 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトソーシングの課題はあるものの、1次評価のとおりで良いと考える。
B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項

--